

平成23年度決算に基づく健全化判断比率等について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項及び第2条第1項の規定により、平成23年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率について、次のとおり公表します。

【健全化判断比率】

(単位 %)

	土庄町の 健全化判断比率	早期健全化基準 (参考)	財政再生基準 (参考)
実質赤字比率	—	15.00	20.00
連結実質赤字比率	—	20.00	30.00
実質公債費比率	10.9	25.0	35.0
将来負担比率	61.0	350.0	—

備考

- 1 実質赤字比率の「—」は実質赤字額がないことを示す。
- 2 連結実質赤字比率の「—」は連結実質赤字額がないことを示す。

【資金不足比率】

(単位 %)

会計の名称	土庄町の 資金不足比率	経営健全化基準 (参考)
水道事業会計	—	20.0
病院事業会計	—	20.0
簡易水道事業特別会計	—	20.0
港湾整備事業特別会計	—	20.0
宅地造成事業特別会計	0.4	20.0
農業集落排水事業特別会計	—	20.0

備考 資金不足比率の「—」は資金不足額がないことを示す。